四　放出等に係る次に掲げる事項
イ～ニ　（略）
ホ　放出等をしようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者の同意の有無
ヘ　（略）
五　（略）
六　放出等に伴い、鳥獣保護管理法その他法令に基づく許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許可等」という。）が必要な場合にあっては、当該許可等の有無
2～7　（略）
（放出等の許可の基準）
第十一条の三　法第九条の二第三項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。
一・二　（略）
三　放出等をしようとする土地又は水面の所有者、管理者及び占有者の同意を得ていること。
四～八　（略）
（法第十条第三項及び法第十三条第四項の証明書の様式）
第十二条　法第十条第三項及び法第十三条第四項の規定により国の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、様式第三のとおりとする。
2‖　法第十三条第四項（法第十一条第一項の規定による防除に伴い、法第十三条第一項の規定による調査を行う場合に限る。）並びに法第十七条の三第三項及び法第十七条の五第三項において準用する法第十三条第四項の規定により、地方公共団体の職員が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、様式第三の二のとおりとする。ただし、環境省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式の特例に関する省令（令和三年環境省令第二号）別記様式による立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書の法令の条項の欄に、これらの規定を記載した場合は、当該証明書を様式第三の二の証明書とみなす。
3‖　法第十三条第四項の規定により、同条第一項の規定による調査を委任された者が携帯すべきその身分を示す証明書の様式は、様式第三の三のとおりとする。
4‖　前項の規定は、法第十七条の三第三項又は法第十七条の五第三項において準用する法第十三条第四項の規定により、法第十七条の三第一項又は法第十七条の五第一項の規定による調査を委任された者が携帯すべきその身分を示す証明書の様式について準用する。
5‖　第二項及び前項（都道府県知事又は市町村（特別区を含む。以下同じ。）の長の事務に係る部分に限る。）の規定は、都道府県又は市町村の条例、規則その他の定めに別段の定めがあるときは、その限度において適用しない。
（関係都道府県の意見聴取）
第十四条　主務大臣等は、防除の公示をし、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。
2　（略）
（公示事項）
第十五条　法第十一条第二項第五号及び法第十七条の二第二項第三号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。

四　放出等に係る次に掲げる事項
イ～ニ　（略）
ホ　放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意の有無
ヘ　（略）
五　（略）
六　放出等に伴い、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律その他法令に基づく許可等が必要な場合にあっては、その許可等の有無
2～7　（略）
（放出等の許可の基準）
第十一条の三　法第九条の二第三項の主務省令で定める基準は、次に掲げる基準とする。
一・二　（略）
三　放出等をしようとする土地又は水面の所有者等の同意を得ていること。
四～八　（略）
（法第十条第三項の証明書の様式）
第十二条　法第十条第三項の証明書の様式は、様式第三のとおりとする。
（新設）
（新設）
（新設）
（関係都道府県の意見聴取）
第十四条　主務大臣等は、防除の公示をしようとするときは、あらかじめ、当該防除の公示の案を関係都道府県に送付するものとする。
2　（略）
（公示事項）
第十五条　法第十一条第二項第四号の主務省令で定める事項は、防除の目標その他防除に際し必要な事項とする。